

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県都市公園条例第5条第2項の指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県都市公園条例第5条第2項により指定管理者管理公園施設ごとに規則で定めることとされる、追加指定された指定管理者が業務を行う期間の最初の日を定める。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）に係る指定管理者管理公園施設である飲食施設及び売店について、鳥取県都市公園条例第5条第2項の規則で定める日は、平成22年7月1日とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。